

## 平成29年度第2回徳島県国民健康保険運営協議会 議事概要

- 1 日 時 平成29年8月30日（水）13時30分～15時
- 2 場 所 県庁10階大会議室
- 3 出席者 ○委 員 元木委員、多田委員、田岡委員、上田委員、岩下委員、石田委員、岩本委員、小森会長、濱中委員  
○事務局 県保健福祉部 栗原副部長、鎌村次長  
県国保制度改革課 麻植塚課長ほか
- 4 傍聴者 10名
- 5 議事概要
  - (1) 国保制度改革に係る制度拡充について
  - (2) 財政安定化基金について
  - (3) 徳島県国民健康保険運営方針（素案）について  
事務局から資料に基づき説明し、その後、質疑応答を行った。

### 【質疑内容】

委 員： 運営方針（素案）の1頁アの「保険者数」の表現について、また、8頁の③の「赤字の解消・削減の目標年次」において、「原則として赤字発生年度の翌年度に解消を図ることが望ましい」としながら、「単年度での赤字の解消が困難な場合は、原則として5年以内」とされており、原則が重複していることについて、推敲をお願いしたい。なお、「被保険者の保険料（税）負担の急変を踏まえ」とあるが、基本的には急変しない仕組みになっているのではないのか。

また、10頁から11頁にかけて、「標準保険料率の標準的な算定方式」という表現は、標準以外の算定方式があるように思えるため、「標準的な」は削除した方がよい。

あと、13頁から14頁の「収納率の目標」について、保険者規模によっては現状の平均収納率より低いところがあること、保険者規模間で開きがあることなど、全体的に見て違和感があるため、もう少し整合性が必要ではないか。

事 務 局： 平均収納率は過去5年間という長いスパンでとっており、その間、個別の市町村で見ると変動があり、平均よりも低い年もある。被保険者数が1万人未満の中には、いくつもの市町村があり、その中で目標として設定できるであろうという数値を平均から導き出したのが94%、1万人から5万人の規模では現行目標を下回った年もあ

ることから93%に、5万人以上の規模では現在の達成状況から考えると同じように引き上げるのは困難であることから据え置きと、現状に即した目標の設定を考えている。

なお、収納率が高ければ標準保険料率も下がるため、委員御指摘のように平均を超える目標の設定が望ましいと考えるが、市町村の意見も聞きながら検討をして参りたい。

会 長： 資料1の5頁の「保険者努力支援制度」において、収納率が一つの指標となっている。県の運営方針において、目標を設定する際の保険者規模の区分を細分化できないのか。また、県の運営方針に基づき、市町村ごとに目標を設定していくことになるのか。

事 務 局： 保険者努力支援制度については、評価指標として示されているのは1万人未満、1万人から5万人、5万人から10万人という区分になっている。当該制度や現行目標との整合性を踏まえ、提示のとおりとしたいと考えている。また、市町村ごとの収納率は、保険料率に反映されるほか、保険者努力支援制度において高ければ交付金が配分されるなど、個々の状況を見ることとなるが、目標という点では、同程度の規模であれば、同じような収納率での目標設定が必要ではないかと考えている。

委 員： 徳島県の平成27年度の収納率は91.55%で全国第36位である。大都市圏は低い傾向にあるが、地方の徳島でなぜ36位なのか、全国的な比較をせず、過去5年間の平均で目標を定めるのは安易ではないか。平成27年度に前年度比で収納率が下がったのは全国で3つという現状を踏まえる必要がある。

事 務 局： 平成27年度は0.02ポイント微減したが、それ以前においては少しずつではあるものの上昇を続けてきたところであり、今後も引上げに向けた取組は続けていく必要があると考えている。目標設定については、全国の状況も踏まえつつ、各市町村における収納実績を考慮しながら考えて参りたい。また、県が財政運営を担う上で、市町村と一緒にあって収納率の向上に努めて参りたい。

会 長： 収納率の目標は、市町村も県民の方も非常に関心が高いと思われる。全国あるいは県内の市町村国保の状況を踏まえながら検討していただきたい。

委 員： 県内のかなりの市町村が赤字という状況で、財政安定化基金を踏まえたとしても、現状の赤字の規模を考えると解消されるのか、基金の貸付を受けた場合の返済の見込みは立つのかなど、疑問を感じ

るが、どのように考えているのか。

事務局：平成30年度から1,700億円の公費拡充が予定されているが、国において全国の赤字の状況を見て、今回の規模を設定している。本県においても単年度収支赤字にほぼ見合うような交付になろうかと考えており、こうした公費の拡充などにより単年度収支赤字は減少していくと考えている。それでもなお、運用で不足が発生した場合に備えて財政安定化基金から借り入れるという形になっている。

会長：前年度繰上充用や法定外繰入というのはなくなると考えてよいか。

事務局：新制度においては、決算補填等目的の一般会計からの繰入金や繰上充用は発生しにくくなると考えている。ただ、それまでに発生した繰上充用について解消されていない部分の赤字は継続されることになるため、それについては経営の改善が必要になってくると考えている。

委員：1,700億円の財源は、被用者保険の後期高齢者支援金が総報酬割に変更したことによる増額分である。被用者保険側の支援金で国保の赤字を穴埋めする、それがいつまでも続くのは好ましくない。公費に頼らずに赤字を減らしていく努力が必要ではないか。例えば、柔道整復師に係る療養費について、全国的に見て本県の水準が高いのか低いのか教えていただきたい。もし高い水準であれば、適正化を図ることにより、赤字がいくらか削減できるのではないか。

事務局：貴重な支援金を活用させていただく以上、できるだけ収支が安定し、国保の安定的な運営が図られるよう取り組んで参りたい。また、柔道整復師に係る療養費については、現状の把握を行いたい。

会長：柔道整復師等に係る療養費については、健康保険組合において医療費の適正化という点で努力されていることは承知している。国保も県移管される上で、今までの流れの延長ではなく、原点から見直す必要があることを、事務局としても真摯に受け止めるべきである。2025年を迎えるに当たり、国民全体としての医療費の適正化、それは医療費の削減ではなく適切な医療が受けられること、また、予防的な観点も必要になってくる。市町村の保健事業にも関連するが、運営方針（素案）の19頁にある国保データベースの活用もポイントになってくる。いかに県あるいは市町村として分析をしていくかが重要になってくると考える。

委員：運営方針（素案）の12頁にある収納対策の実施状況を見ると、収納対策に関する要綱を作成している市町村の数が少ない。被保険

者の方々が納付しやすいようなプランを作ることも重要なポイントになろうかと思われる。こうした点について、県の指導あるいは統一的な何かを作ることが必要ではないか。

事務局： 収納対策に関する要綱の作成は重要であると考えている。県単位化に伴い、できるだけ市町村の事務が標準化されるよう、県と市町村による連携会議において協議しているところである。こうした場を活用し、収納率の向上についても取り組んで参りたい。